

平成30年3月22日

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

株式会社秋田銀行（頭取 新谷 明弘）は、本日開催の取締役会において、平成30年6月開催予定の第115期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 移行の目的

(1) 経営の透明性の向上

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性および妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待によりの確に応えうる体制の構築を目指します。

(2) 意思決定の迅速化

取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を可能とする体制の構築をはかります。

2. 移行の時期

平成30年6月開催予定の第115期定時株主総会において、移行に必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

3. その他

定款変更の内容および役員人事につきましては、決定次第お知らせいたします。

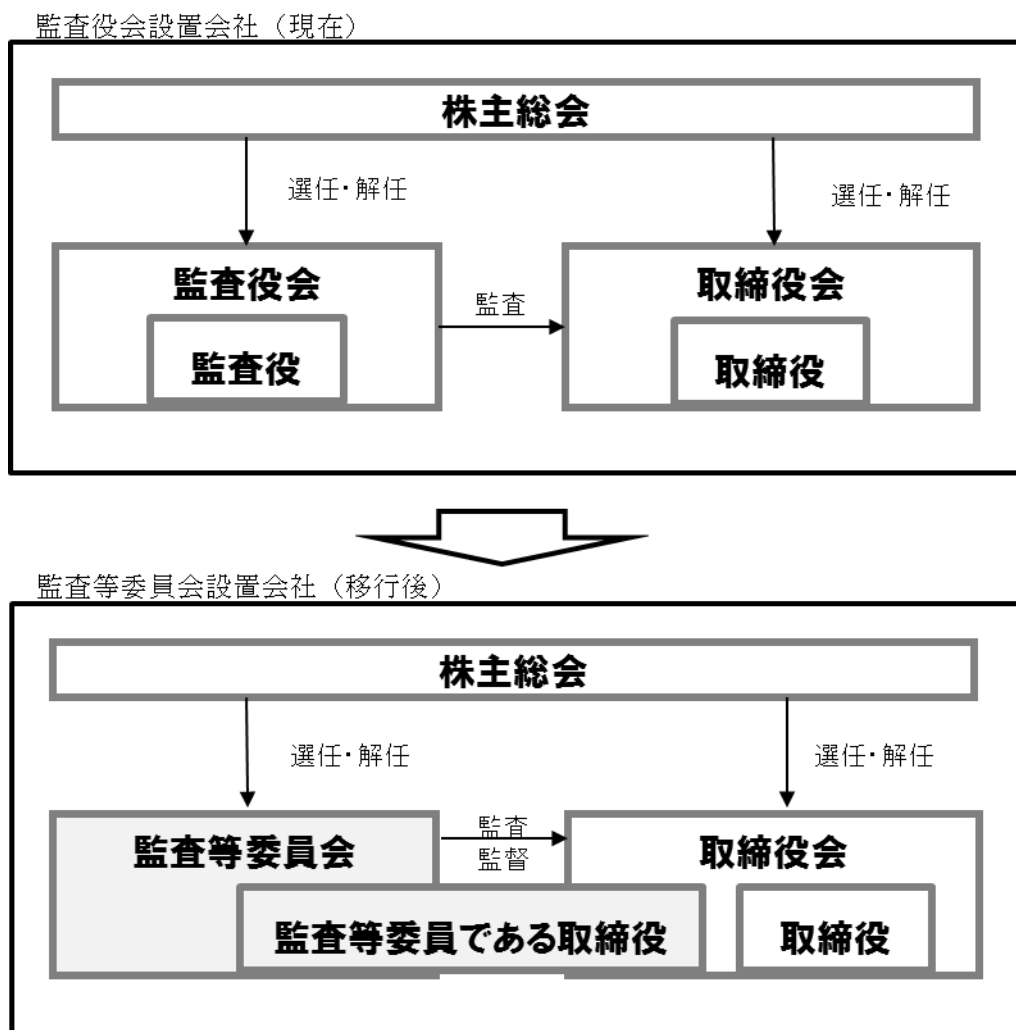
(以 上)

(別 紙)

1 監査等委員会設置会社の概要

- (1) 監査等委員会設置会社とは、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)に基づき 3 名以上の監査等委員である取締役、かつ、その過半数は社外取締役で構成される監査等委員会を置く、新しいコーポレートガバナンス体制を採用した機関設計になります。
- (2) 監査等委員は、株主総会において監査等委員以外の取締役と区別して選任されます。また、監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員以外の取締役の選解任・報酬について、株主総会において監査等委員会の意見を述べる権利があります。このため、一定程度独立した立場から、適正に取締役の業務執行の監督を行います。
- (3) 監査等委員会設置会社は定款への規程および取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役に委任することが可能となりますので、当行の機動的な意思決定および業務執行に資する機関設計となります。

2 組織図



(以 上)